

議案第38号

飯能市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市児童福祉審議会条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第2号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

飯能市児童福祉審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、飯能市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法 <u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、飯能市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法 <u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p>

第十八条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる事務（次条第二項において「こども家庭庁事務」という。）を分掌する。

3 前二項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

4 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める。

6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、内閣総理大臣が告示するものとする。

第十九条第一項中「所掌事務」の下に「前条第二項及び第三項に定めるものを除く。第五項において同じ。」を加え、同条第五項中「前条第二項の規定は、第二項」を「前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務について、同条第七項の規定は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。

第二十一条第一項中「第百二号、第百六号及び第百十一号」を「第九十九号、第百四号及び第百九号」に改める。

附則第二項中「第四条第一項第八十五号」を「第四条第一項第七十七号」に改める。

第四十六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）の項中「第十九条第三項」を「第十九条第三項第二号」に改める。

附則 則

（命令の効力に関する経過措置）
第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（少子化社会対策基本法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれていた少子化社会対策会議は、第二十四条の規定による改正後の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれる少子化社会対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれていた子ども・若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれる子ども・若者育成支援推進本部となり、同一性をもって存続するものとする。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条 この法律の施行の際現に第三十四条の規定による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれていた子どもの貧困対策会議は、第三十四条の規定による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれる子どもの貧困対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第八条 この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第十六条第一項の規定により置かれている旧優生保護法一時金認定審査会（次項において「旧審査会」という。）は、第四十条の規定による改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（次項において「改正後旧優生保護法一時金支給法」という。）第十六条第一項の規定により置かれる旧優生保護法一時金認定審査会（次項において「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

（この法律の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この法律の施行の日、改正後旧優生保護法一時金支給法第十七条第二項の規定により、新審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後旧優生保護法一時金支給法第十九条第一項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。）

（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 金子 恭之
- 法務大臣 古川 禎久
- 文部科学大臣 末松 信介
- 厚生労働大臣 後藤 茂之
- 経済産業大臣 萩生田光一

第二十四条第一項第一号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。
 第二十七条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、及び」を「並びに」に改め、「あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については」及び「前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については」及び「前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
 第二十九条第四項中「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第三十条第一項中「第十九条第一項第二号又は」を「第十九条第二号又は」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については」及び「前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
 第三十条の四第二号及び第三号並びに第三十条の五第七項各号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。
 第三十二条第一項中「あらかじめ」を削る。
 第三十三条第二項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
 第四十三条第一項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。
 第四十四条中「あらかじめ」を削る。

第四十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。
 第四十六条第三項第一号中「第七十七条第一項第二号」を「第七十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」及び「あらかじめ、厚生労働大臣に協議することともに」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第五十二条第一項第一号及び第五十五条第一項中「第四十五条第六項」を「第四十五条第五項」に改める。

第五十八条の四第一項第六号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。

第六十条第三項中「あらかじめ」及び「厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第六十一条第二項第二号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第七項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第八項及び第九項中「あらかじめ」を削る。

第六十二条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第五項中「あらかじめ、第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六十六条の三第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。
 第七十条第三項中「あらかじめ」を削る。

第七章の章名を次のように改める。
 第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条から第七十六条までを削る。

第七十七条の見出しを削り、第七章中同条を第七十二条とする。

第八章中第七十八条を第七十三条とし、第七十九条を第七十四条とし、第八十条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
 第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)を子ども家庭庁長官に委任する。

2 子ども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第八十一条を削り、第八十二条を第七十七条とする。

第九章中第八十三条を第七十八条とし、第八十四条から第八十七条までを五条ずつ繰り上げる。

附則第九条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

附則第十四条第五項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。
 (子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)
 第三十四条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。
 第十六条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十六条第四項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
 第七十七条第一項中「規定する」を「よる主務大臣の権限であつて、前条第一項の規定により」に、「権限」を「権限とされるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律による主務大臣の権限であつて、前条第一項ただし書の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（政令で定めるものを除く。）は、こども家庭庁長官に委任する。

4 前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）
 第八十条及び附則第二條第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。）
 第六条中「第三十七号」を「第三十八号」に、「第三十八号・第三十九号」を「第三十九号・第四十条」に改める。

第三條第二項第一号中「第二十五号」を「第二十五号第一項」に改め、同条第八項第一号中「第十九号第一項第一号」を「第十九号第一号」に改め、同項第二号中「第十九号第一項第二号」を「第十九号第二号」に改め、同項第三号中「第十九号第一項第三号」を「第十九号第三号」に改める。

第十條第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三條第三項中「子ども・子育て支援法第七十二條」に規定する子ども・子育て会議を「こども家庭審議会」に改める。

第十五條第一項中「第三十九号」を「第四十条」に改める。

第十七條第六項第一号中「第十九号第一項第一号」を「第十九号第一号」に改め、同項第二号中「第十九号第一項第二号」を「第十九号第二号」に改め、同項第三号中「第十九号第一項第三号」を「第十九号第三号」に改める。

第三十六條第一項中、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める。

第三十九條を第四十条とし、第三十八條を第三十九條とし、第五章中第三十七條を第三十八條とし、第三十六條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）
 第三十七條 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）
 第二十七條 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第二十九條第二項を削る。

第三十條第一項中「並びに」を「及び」に、「第四條第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項」を「第十一條の三」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）
 第二十八條 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項及び第二十七條中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十條第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十二條（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第三條中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）
 第二十九條 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同条第二項」を「児童福祉法第四十五條第二項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）
 第三十條 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十條中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）
 第三十一條 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第三項各号、第六條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條第二項、第二十七條第一項並びに第三十一條中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四條第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十六條（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）
 第三十二條 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二條の二第四項中「第四條第一項第二十八号」を「第四條第一項第二十七号」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）
 第三十三條 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・子育て会議等（第七十二條―第七十七條）」を「市町村等における合議制の機関（第七十二條）」に、「第七十八條―第八十二條」を「第七十三條―第七十七條」に、「第八十三條―第八十七條」を「第七十八條―第八十二條」に改める。

第十九條第二項を削る。

第二十條第一項中「前條第一項各号」を「前條各号」に、「同項各号」を「同條各号」に改め、同条第三項中「前條第一項第二号」を「前條第二号」に改め、同条第四項中「前條第一項各号」を「前條各号」に改める。

第二十三條第一項中「第十九條第一項各号」を「第十九條各号」に改め、同条第四項中「第十九條第一項第三号」を「第十九條第三号」に改める。

第三章 こと家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等

(設置)

第六条 こと家庭庁に、こと家庭審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこと家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(こと家庭審議会)

第七条 こと家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項

ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項

ハ こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項

ニ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項

四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)

ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)

ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

ホ 子ども・子育て支援法

ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

2 こども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、こと家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第二節 特別の機関

第八条 別に法律の定めるところによりこと家庭庁に置かれる特別の機関は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

第四章 雑則

(官房及び局の数等)

第九条 こども家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十六号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の二項を加える。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条の二の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項まで、第八項及び第九項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。



こども家庭庁設置法をここに公布する。

(抜 粋)

御 名 御 璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十五号

こども家庭庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 こども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 こども家庭庁の設置(第二条)

第二節 こども家庭庁の任務及び所掌事務等(第三条―第五条)

第三章 こども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等(第六条・第七条)

第二節 特別の機関(第八条)

第四章 雑則(第九条)

附則